

三木南地区 市政懇談会資料 (意見交換)

日時：令和8年9月11日

午後7時00分～

場所：三木南交流センター

市政懇談会出席者一覧

役 職	氏 名
市 長	なか 仲 た 田 かず 一 ひこ 彦
副 市 長	いし 石 だ 田 ひろし 寛
副 市 長	ごう 合 だ 田 ひとし 仁
教 育 長	おお 大 きた 北 ゆ 由 み 美
総合政策部長	あか 赤 まつ 松 ひろ 宏 あき 朗
市民生活部長	くだ 降 まつ 松 とし 俊 き 基
健康福祉部長	やま 山 しろ 城 ち 千 あき 明

地区からの意見・提言(意見交換)

三木南地区

	意見・提言の内容	回答者
1	外国人との共生について	市民生活部長
2	市と自治会との災害時連絡訓練について	総合政策部長
3	生活保護世帯の生活状況の確認について	健康福祉部長

市政懇談会 回答

地区名	三木南地区	
意見・提言等	1	外国人との共生について（区長協議会）
(内容)		
移住してきた外国人と地域住民が良好な関係を築き、共生していくために、相互の情報交換が欠かせない。しかし、現状は、いつの間にか外国人が移住してきてゴミ出しのルール等もわからないため、近隣住民とトラブルになるというケースが見られる。 そこで、「外国人を雇用している企業に対し、居住先自治会長に連絡を取るよう移住する外国人に指導するように市から依頼する」あるいは、「市民課で移住する外国人に区長の連絡先を案内する。」など、情報が確実に自治会に伝えられ、移住する外国人と居住先の自治会がつながる仕組みを考えてもらえないか。		
回 答	(担当課) 市民生活部 市民協働課	
日本の在留外国人数は増加傾向にあり、令和7年末時点で412万人と過去最高を記録しています。本市においても、多様な国籍や文化を持つ外国人住民の方々が地域社会の一員として暮らしており、その数は令和8年6月末時点で3,065人、人口比4.27%と増加の一途をたどっています。 一方で、交通ルールやごみ出しルールの不徹底、夜間の生活騒音など、外国人住民の生活ルールに関わる課題も顕在化しています。こうした状況を踏まえ、本市では令和6年度から「三木市多文化共生推進プラン」に基づき、地域の皆様にもご協力をいただきながら、様々な施策に取り組んでいるところです。 多文化共生を進めていくうえで、企業の皆様にも外国人住民への生活指導や日本語教育への協力をお願いしています。加えて、転入された外国人住民に対しては、生活情報誌「まえむきに」や「外国人住民相談窓口」、「日本語教室」の案内チラシを配布するとともに、市内企業や協力確認書を提出いただいた企業には、以下の内容をまとめた「三木市多文化共生事業の案内」を三木市商工会議所や吉川町商工会の会報誌、メール等で配布しています。 1 ホームページ「がいこくじんのみなさんへ」 2 「外国人住民の生活相談窓口」 3 「生活オリエンテーション」		

4 「日本語教室」

5 「三木市生活ガイドブック」

さらに、市ホームページにおいても、企業向けに日本語教育の推進や生活ルール の指導など、具体的な外国人住民の生活支援について協力をお願いするなど、外国人住民と自治会とがつながることができるよう取組を進めています。

しかしながら、ご提案いただきました外国人を雇用されている企業から居住先の自治会長へ連絡を取るよう指導することや、市民課で転入された外国人の方に自治会長の連絡先を案内するといった仕組みについては、個人情報保護の観点から慎重な対応が求められております。

また、外国人住民の自治会加入については、言語の壁や日本の地域習慣への理解不足などから進まないケースが多く見られます。海外には日本の自治会に相当する組織がない場合も多く、自治会の存在意義や会費の使途が伝わりにくい傾向があります。また、一斉清掃や役員の持ち回りといった時間や労力の負担も加入をためらう理由の一つとなっています。

外国人住民の加入促進にあたっては、自治会はあくまで任意の団体であることから、規約やルールの多言語化だけでなく、地域行事への参加など地域とのつながりを促進する仕組みづくりも必要と考えられます。

市としては、今後、市のホームページや外国人のための生活情報誌「まえむきに」を更新する際に、自治会加入についての意義や手続きについての記載を見直すとともに、地域の皆様と協働し、多文化共生と持続可能な地域づくりに取り組んでまいりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

市政懇談会 回答

地区名	三木南地区	
意見・提言等	2	市と自治会との災害時連絡訓練について (区長協議会)
(内容)		
災害時は、地域の状況を各自治会が把握し、市と連絡を取りながら住民の安全確保に努めていくことになる。連絡体制は構築されているが、その連絡網をつかったことがない。 いざというときに万全に備えるために、災害時の連絡訓練を実施してはどうか。		
回 答	(担当課) 総合政策部 危機管理課	
災害時の連絡体制を構築しておくことは、避難情報やその他緊急情報の伝達、安否確認などを行うために必要不可欠なものであり、自治会（自主防災組織）内でも日頃から、その連絡体制の構築を進めていただいていることに深く感謝申し上げます。 また、市と連携した災害時の連絡訓練につきまして貴重なご提案をいただきまして誠にありがとうございます。地域と市職員が連携した訓練を実施することで、市職員にとっても情報発信の訓練となることが期待できますので、連絡訓練の実施に向け、ぜひ一緒に考えてまいりたいと存じます。 具体的には、複数の伝達手段を用いた緊急情報の伝達や三木南交流センターを経由した被害報告など市と連携した連絡訓練を地域での防災訓練のメニューに加えて実施いただくことをご検討いただきたいと思います。 なお、現在、有事の際の「市から自治会への緊急連絡方法」や「自治会から市への災害時の被害報告や支援要請」については、次のように想定し、連絡伝達手段の確保を図っています。 まず、避難情報などの市からの緊急連絡については、次の方法で各自治会（自主防災組織）にお伝えすることを想定しており、複数の連絡伝達手段を確保しています。 ① エリアメール・緊急速報メール (携帯・スマートフォンへの自動受信) ② 三木防災メール (区長等や民生委員・児童委員のうち登録者)		

③ 三木安全安心ネット・ひょうご防災ネット

(アプリやメール配信の登録者)

④ 市からの直接連絡

(本部班→各自主防災組織会長)

(市民班→各区長)

(福祉班→民生委員・児童委員)

①から④の方法で市からの緊急連絡を受け取った区長等は、事前に取り決めされている連絡網等を活用し、地域住民へ情報伝達を行うとともに、住民の安否確認や要援護者の支援などの自主防災活動につなげます。

②から④の伝達手段を用いた情報伝達訓練については、例えば三木南地区など地域単位での防災訓練のメニューの一部として取り入れていただくことは、効果が高く、実効性があると考えています。

なお、区長や民生委員・児童委員等への情報伝達に関しては、SMS（ショートメッセージサービス）の活用も現在検討しており、更なる情報伝達手段の確保に努めています。連絡訓練の実施もさることながら、その前に、三木防災メールや三木安全安心ネットなどへの登録も含め、情報収集の確認方法についての再確認をよろしくお願いいたします。

一方、自治会（自主防災組織）等から市の災害対策本部へ災害被害報告や支援要請を行うための連絡方法についても事前の検討及び訓練は必要であると考えています。

各々の自治会（自主防災組織）から市の災害対策本部へ直接連絡が繋がれば良いですが、大規模災害では、情報の錯綜、連絡手段の寸断も想定されます。三木南地区であれば、地域の拠点施設にもなる三木南交流センターに、市の災害対策本部とを繋ぐ防災行政無線を配備しており、各自治会からの情報を三木南交流センターに集約することが災害対策本部へのスムーズな連絡方法の一つとして、有効であると考えます。

引き続き、訓練や研修を通じた地域防災力の向上のための取組について、地域での積極的なご協力、ご尽力をよろしくお願いいたします。訓練の内容や方法など、詳しくは危機管理課までお尋ねください。

市政懇談会 回答

地区名	三木南地区	
意見・提言等	3	生活保護世帯の生活状況の確認について (区長協議会)
(内容)		
生活保護を受けているにもかかわらず、華美な生活をしている世帯が見受けられる。以前は、各自治会の民生委員が生活状況のチェックを行っていたが、現在は行われていない。 生活保護費の不正受給を防ぎ、公費が適切に使用されるための手立てを考える必要があるのではないかと。		
回 答	(担当課) 健康福祉部 福祉課	
平素より、本市の福祉行政および地域のまちづくり活動に多大なるご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。 さて、生活保護制度は、日本国憲法が保障する国民の権利として、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、自立を支援するための制度です。そのため、受給されている方の生活状況等については、担当ケースワーカーが定期的な家庭訪問や収入・資産などの調査を行い、生活実態を把握するとともに、適正な保護の実施に努めています。 一方で、収入や資産を申告しないなど、不正受給が疑われる場合には必要な調査を行い、不正受給と認められた場合には速やかに保護の停止や返還請求等の措置を講じるなど、法令に基づき厳正に対応しています。 その他、民生委員による生活状況等の確認につきましては、生活保護法において、市（福祉事務所）が必要に応じて民生委員に協力を求めることができますが、平成26年の生活保護法改正等により、保護の適正実施に必要な調査は、市（福祉事務所）が責任をもって実施することが明確化されたため、現在は、市のケースワーカーが生活実態の確認を行っています。 このように生活保護制度は、国民の最後のセーフティーネットとして、その適正かつ公正な運用が強く求められています。本市におきましても、保護の開始、変更及び廃止について厳正な調査に基づき受給の決定を行っています。今後も引き続き、真に保護を必要とする方々には確実に保護を実施するとともに、生活保護法に基		

づく調査権限を有するケースワーカーによる定期的な家庭訪問や生活指導、各種調査を徹底し、不正受給の防止、そして被保護者の自立を支援してまいります。

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.